

別表 1

< 社会貢献評価数値 >

項 目	要 件	点数	
1．障害者雇用 (上限 16 点)	(1)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号第 43 条第 5 項の規定により身体障害者若しくは知的障害者の雇用に係る厚生労働大臣への報告義務を有し、かつ、入札参加申請の 1 月 1 日において(以下同様。)、同条第 1 項に規定する数(以下「法定雇用障害者数」という。)以上の障害者を雇用している場合	16 点	
	(2)上記の報告義務を有するが、障害者雇用数が法定雇用障害者数に満たない場合	法定雇用障害者数の 3 分の 2 以上(1 人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。以下同様。)の障害者を雇用している場合	12 点
		法定雇用障害者数の 3 分の 1 以上、3 分の 2 未満の障害者を雇用している場合	8 点
		1 人以上、法定雇用障害者数の 3 分の 1 未満の障害者を雇用している場合	4 点
	(3)上記の報告義務を有しないが、身体障害者若しくは知的障害者を雇用している旨を、主観的事項評価数値調査表(様式 1)により申請した場合	10 点	
2．保護観察対象者等雇用 (上限 4 点)	(1) 保護観察対象者等を雇用 神戸保護観察所に協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を 3 か月以上雇用した実績があり、実績について神戸保護観察所発行の証明書を提出した場合	4 点	
	(2) 協力雇用主として登録 保護観察対象者等の雇用実績はないが、神戸保護観察所に協力雇用主として登録があり、協力雇用主会等の名簿等客観的に登録していることが確認できる根拠資料又は神戸保護観察所発行の登録証明書を提出した場合	2 点	

<p>3. ISO、エコアクション21認証取得 (上限16点)</p>	<p>(1) 9000シリーズ 入札参加資格申請において、登録を希望する本店又は支店等営業所全てが、Jisq9001:2000 (ISO9001:2000) を財団法人日本適合性認定協会 (以下「JAB」という。) 又はJABと相互認証している認定機関に認定されていることが確認できる書類を提出した場合</p>	8点	
	<p>(2) 14000シリーズ 入札参加資格申請において、登録を希望する本店又は支店等営業所全てが、Jisq14001:2004 (ISO14001:2004) をJAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されていることが確認できる書類を提出した場合</p>	8点	
	<p>(3) エコアクション21認証取得 入札参加資格申請において、登録を希望する本店又は支店等営業所全てが、財団法人地球環境戦略研究機関から認証されていることが確認できる書類を提出した場合 (ただし、ISO14000シリーズ認証を取得した場合との重複加点は行わない。)</p>	4点	
<p>4. 社会貢献 (上限35点)</p>	<p>(1) 防災活動 市と協定締結 出勤 協定に基づく出勤は警戒配備又は対策本部設置中に要請を受けたものとし、それ以外の出勤は市が防災活動として緊急に要請したものとする。出勤は申請日の直前1年間のものとする。</p>	<p>協定締結で6点 出勤1回で3点 ( と 合わせて上限15点)</p>	15点

	(2)地域貢献活動 市主催又は共催等 その他 申請日の直前1年間で毎年継続的に行われている川西市主催又は共催、その他の地域貢献活動に参加した場合	1回あたり4点 1回あたり2点 (と合わせて上限20点)	20点
5. 指名停止	申請日の直前1年間に川西市指名停止基準に定める措置要件のいずれかに該当したことにより、6ヶ月以上の指名停止を受けた場合		-10点
6. 労働福祉 (上限10点)	1. 雇用保険 2. 健康保険及び厚生年金保険 3. 建設業退職金共済制度 4. 退職金一時金制度又は企業年金制度 5. 法定外労働災害補償制度	1. 加入で2点 2. 加入で2点 3. 加入で2点 4. 加入で2点 5. 加入で2点 (1.から5.の合計点)	10点

\* 社会貢献の詳細については別に定める。

**別表2**

< 技術評価数値 >

項目	要件		点数
7. 技術力 (上限30点)	1級技術者又は2級技術者の 人数に応じて加算 1級技術者 2級技術者 実務経験	人数×5点 人数×3点 人数×1点 (～合わせて上限30点)	30点

\* 技術評価数値は建設工事の種類ごとに算定するものとする。